

## 「人権擁護委員の日」特設相談

人権擁護委員法が施行された6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、人権擁護委員が、各市町村に設置された特設相談所で人権問題に関する相談に応じます。皆さんの毎日の生活の中で、「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたり、「どこに相談すればいいのだろうか?」と思い悩むことがあれば、お気軽にご相談ください。相談はすべて無料で、秘密は守られます。

開設日、開設場所等の詳細につきましては、各市町村の広報紙または人権擁護事務担当課へ確認していただきますようお願いいたします。



# 人権擁護委員

～あなたの街の相談パートナー～

皆さんの問題解決の  
お手伝いをします。

イラスト：王壽美智子

**ひとりで悩まずご相談ください。**

<b>みんなの人権110番</b> 電話 0570-003-110	<b>子どもの人権110番 (通話料無料)</b> 電話 0120-007-110	<b>女性の人権ホットライン</b> 電話 0570-070-810
--------------------------------------	--	---------------------------------------

インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談  

人権について知りたい方法はこちら

人権啓発デジタルコンテンツ

人権ライブラリー

6月1日は人権擁護委員の日です。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会